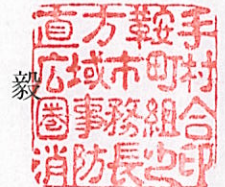


平成26年7月7日

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 末吉 毅



直方・鞍手広域市町村圏事務組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件の告示を次のとおり定める。

屋外催しに係る指定催しの指定の要件を定める告示

第1 (屋外催し)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しのうち大規模なもの。

第2 (屋外催しの届出)

- 1 屋外催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、当該催しを実施する主催者は、あらかじめ、その旨を屋外催し実施計画書(様式第18号)で消防長(消防署長)に届け出ること。
- 2 催しにおいて露店等を開設して、対象火気器具を使用する場合は、対象火気器具の燃料の性質に応じた消火器の準備をすること。

※ 対象火気器具とは、簡単に移動ができる液体燃料、気体燃料、固体燃料を使用する火気取扱い器具及び電気を熱源とする器具をいう。

第3 大規模な催しで消防長が指定催しの指定とする要件

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、出店する露店等の数が30店舗以上とする。
ただし、対象火気器具等を使用しない場合は、この限りでない。
- (2) 多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が生じ火災が発生した場合に避難が容易にできず、初期消火を実施しなければ延焼による被

害拡大のおそれが大きく、消防隊の進入が困難であると認めるもの。

第4 消防長の指定催しの指定

- 1 屋外催し実施計画書の提出を受け、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合に、指定催しとして指定する。
- 2 指定催しの指定とするときは、当該催しを主催する者の意見を聴取する。
- 3 指定催しの指定をしたときは、指定催しを主催する者に対して「別記様式第1（指定催しの指定通知書）」をもって通知する。
- 4 指定催しである旨を当該催しの関係者等に知らせるため、公舎の掲示板への掲示、インターネットで公示する。

第5 指定催しに係る防火管理

催しの主催者は、指定催しの指定通知書の通知を受けたときは、防火担当者を選任し、防火担当者に下記に定める火災予防上必要な業務に関する計画を作成させる。なお、防火担当者の資格について特段の定めはない。

ただし、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を選任すること。

- (1) 防火担当者及び火災予防上必要な業務について、従事する者を定め業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等
 - (2) 対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日に確認するための方法等
 - (3) 指定催しを主催する者が、対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等
 - (4) 指定催しを主催する者が、消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等
 - (5) 会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の火災時の初動体制
 - (6) 計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等
- 2 指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(別記様式第2)に当該計画書を添付して正副2部を、催しを開催する日の14日前までに消防長(消防署長)に提出すること。

(施行期日)

この告示は、平成26年7月7日から施行する。